（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

第二十条　施行日から生産性向上特別措置法の施行の日の前日までの間における新令第百五十五条の二十五（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定の適用については、同条第一号ハ(1)中「、第六十八条の十五の六」とあるのは「又は第六十八条の十五の六」と、「又は第六十八条の十五の七（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）の規定」とあるのは「の規定」とする。

（国内にある資産の譲渡により生ずる所得に関する経過措置）

第二十一条　新令第百七十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第八項から第十項まで（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）の規定は、外国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十二条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「。以下この条」を「。以下この項」に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「経過措置対象課税仕入れ」という。）」を「経過措置対象課税仕入れ」に、「消費税法第二条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する経過措置対象課税仕入れとは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（平成三十五年十月一日以後に行うものにあっては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。

第二十三条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「。以下この条」を「。以下この項」に、「地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一年経過措置対象課税仕入れ」という。）」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（平成三十五年十月一日以後に行うものにあっては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十三号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三条第三項において準用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の七第十一号並びに地方法人税法第十二条第一項、第三項及び第四項、第十二条の二第一項から第三項まで、第十五条第一項第三号及び第四号並びに第十九条の二第二項第一号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「更正」の下に「（附帯税」を加え、「第十八号から第二十号まで、第二十二号若しくは第二十三号」を「若しくは第十八号から第二十三号まで」に改め、「更正」の下に「、附帯税」を加える。

第二条第二項中「第四条の規定」を「法及びこの政令の規定」に、「同条第一項第一号」を「法第十九条の二第二項中「次に」とあるのは「第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人以外の法人のうち次に」と、第四条第一項第一号」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第三条第一項中「法第十条」を「法第十条及び第十二条の二」に、「第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項及び第五項において「平成二十四年改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項」及び「（平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改め、同条第三項中「第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条」を「第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条から第百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を法第九条に規定する課税標準法人税額として法第十条及び第十二条の二」に、「基準法人税額の」を「当該法人税の額の」に、「当該基準法人税額」を「当該法人税の額」に、「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改め、同条第五項中「法第十条」を「法第十条及び第十二条の二」に、「に租税特別措置法第六十八条の十第五項、」を「に租税特別措置法」に改め、「、平成二十四年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項」及び「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第三条の二　法第十二条の二第一項の規定により各課税事業年度の所得地方法人税額（法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。次項において同じ。）から控除する金額は、当該課税事業年度における法人税法施行令第百四十八条第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち当該課税事業年度の法第六条第一号に定める基準法人税額を超える金額とする。

2　法第十二条の二第二項の規定により各課税事業年度の所得地方法人税額から控除する金額は、当該課税事業年度における法人税法施行令第百五十五条の三十六第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち当該課税事業年度の法第六条第三号に定める基準法人税額を超える金額とする。